

訪問看護 重要事項説明書【医療】

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第37号8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 訪問看護事業者の概要

事業者名称	株式会社メディカル・ハンプ
事業者所在地	世田谷区上祖師谷 1-35-15 シオン烏山 104
法人種別	株式会社
代表者名	内田 玉實
電話番号	03-3326-5409

2. 事業所の概要

事業所名称	メディカル・ハンプ訪問看護ステーション
指定番号	東京都指定 1367195027
所在地	世田谷区南烏山 5-23-11 エビスビル 1F
電話番号	03-3326-5409
サテライト稲城 所在地	稲城市東長沼 3109 ガーデンピア樹光 201
電話番号	042-401-6220

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、看護のサービスを提供し、利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保する事が出来るように支援する事を目的とします。

運営の方針

- (1)メディカル・ハンプ訪問看護ステーション（以下、事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2)事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3)事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

4. 職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管 理 者	1 名		1 名
看 護 師	5 名以上	1 名以上	6 名以上
理学療法士	1 名以上		1 名以上
作業療法士	1 名以上		1 名以上
事 務 員	1 名以上		1 名以上

5. 営業時間

営業日・営業時間	月～金 午前9時～午後5時30分
休 日	土・日・12月30日～1月3日

※ 緊急時訪問看護加算契約利用者に対して24時間体制にて電話での御相談及び緊急時訪問を行います。

6. 営業地域

通常の営業地域	◇ 世田谷区；上祖師谷・祖師谷・千歳台・成城・喜多見・経堂・宮坂・砧・粕谷・船橋・八幡山・上北沢・桜上水・赤堤・北烏山・南烏山・給田の全域 松原4～6丁目 大蔵1～3丁目 桜丘2、5丁目 ◇ 杉並区；下高井戸・上高井戸全域 高井戸東1～2丁目・高井戸西1～2丁目・久我山1～2丁目 ◇ 狛江市；全域 ◇ 調布市；仙川町・緑ヶ丘・入間町・西つつじヶ丘・東つつじヶ丘・若葉町・菊野台・柴崎・国領・布田・染地・八雲台・佐須・小島町・調布ヶ丘・深大寺東町・深大寺南町・深大寺北町・深大寺元町・ ◇ 深大寺西町・野水 ◇ 三鷹市；北野・新川・中原
サテライト営業地域	◇ 稲城市全域 ◇ 狛江市全域 ◇ 調布市：上石原・下石原・多摩川・富士見町・布田・小島町・西原飛田給 ◇ 府中市：小柳町・押立町・是政・白糸台

7. サービス内容

サービスは、訪問看護師等がご本人・ご家族と話し合いながら、かかりつけの医師などと連絡をとり、看護計画を立てすすめていきます。

健康相談

- 健康のチェックと助言（血圧・体温・呼吸・脈拍など）
- 特別な病状の観察と助言
- 心の健康のチェックと助言

認知症の看護

- 認知症のケアと相談
- 生活リズムの取り方、日常生活自立の支援
- 悪化防止のケア
- 事故防止のケア

日常生活の看護

- 清潔のケア
- 食生活の援助
- 排泄のケア
- 療養環境の整備
- 寝たきり、床ずれ予防のためのケア
- コミュニケーションの援助
- 終末期の看護

検査・治療促進のための看護

- 慢性疾患（糖尿病・高血圧・肝臓病など）の看護と療養生活の相談
- 床ずれ、その他創部の処置
- 留置カテーテルなどの管理
- 服薬指導・管理
- その他、かかりつけの医師の指示による処置・検査

在宅リハビリテーション看護

- 体位交換、関節などの運動
- 日常生活動作の訓練（食事・排泄・移動・入浴・歩行）
- 日常生活用具（ベッド・ポータブルトイレ・補聴器・車椅子・食器など）の利用相談

家屋改善のアドバイス

- 住宅改造時の相談（居室・廊下・居間・台所・浴室・洗面所・トイレ・階段・玄関・庭など）

精神・心理的な看護

- 不安な精神・心理状態のケア
- 生活リズムの取り方、日常生活自立の支援
- 社会生活への復帰援助
- 事故防止のケア
- 服薬のケア

介護者の相談

- あらゆる病状、介護、日常生活に関する相談
- 精神的支援

社会資源の使い方相談

- 市区町村の在宅ケア資源
- 近隣の民間企業・社会福祉協議会の資源
- その他、保険・医療・福祉・看護・介護の資源など

8. 自己負担金

(基本療養費＋管理療養費＋加算分) × 負担割合となります

a. 後期高齢者対象の方

①一般 (②・③以外の方)	一割負担	月額上限 18,000 円
②住民税非課税世帯の方	一割負担	月額上限 8,000 円
③一定以上所得者の方	三割負担〔課税所得ⅠⅡⅢ〕	月額上限 44,400 円

b. 一般の健康保険等

身体障害の医療受給者や特定疾患の医療受給者等、公費対象の方は自己負担金額が免除または減額されます。

c. 利用料金

①基本料金

基本料金		週3日目まで		週4日目以降		
		正看護師 理学療法士	准看護師	正看護師	准看護師	理学療法士
基本療養費Ⅰ		5,550 円	5,050 円	6,550 円	6,050 円	5,550 円
基本療養費Ⅱ	同一建物居住者に 同一日に3人以上	2,780 円	2,530 円	3,280 円	3,030 円	2,780 円
基本療養費Ⅲ	在宅療養に備えて 一時的に外泊	8,500 円				

訪問看護管理療養費	7,670 円 (月の初日)	3,000 円 (2日目以降)
-----------	----------------	-----------------

②各種加算

	項目	金額	内容
☐	24時間対応体制加算	6,800 円	24時間体制で計画訪問時以外に必要時、電話相談・緊急時訪問を行う事に対し、月1回算定
☐	夜間・早朝訪問看護加算 18:00～22:00／6:00～8:00	2,100 円	夜間・早朝に訪問看護を行った場合に算定
☐	深夜訪問看護加算 22:00～6:00	4,200 円	深夜に訪問看護を行った場合に算定
☐	難病等複数回訪問看護加算	1日2回; 4,500 円 同一建物内3人以上 4,000 円	必要に応じて、1日に2回または3回以上の訪問看護を行った場合に算定
☐		1日3回以上; 8,000 円 同一建物内3人以上 7,200 円	
☐	緊急訪問看護加算	月14日目まで 2,650 円 月15日目以降 2,000 円	緊急の要請により訪問看護を行った場合に算定(1日につき)
☐	長時間訪問看護加算	5,200 円	特定疾病の方について1時間30分を超える訪問看護を行った場合算定 (週1回まで)
☐	乳幼児加算 (6歳未満)	1,800 円	別に厚生労働大臣が定める者に該当する乳幼児への訪問看護を行った場合に算定 (1日につき)
☐		1300 円	上記以外の乳幼児への訪問看護を行った場合に算定(1日につき)
☐	医療DX情報活用加算	50 円	オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月1回算定

□	特別管理加算Ⅰ	5,000 円	● 気管切開（永久気管孔を含む）を行っている方 ● 膀胱留置カテーテル・気管カニューレを使用している方 ● 中心静脈栄養・経管（経鼻・胃ろう）栄養を行っている方 ● 数日間継続的に末梢点滴を行っている方 ● P T C D等のドレーンを留置されている方 以上の方について月に1回算定
□	特別管理加算Ⅱ	2,500 円	在宅酸素を行っている方 人工肛門・人工膀胱を造設している方 真皮を超える褥瘡のある方 以上の方について月1回算定
□	退院時共同指導加算	8,000 円	病院・介護老人保健施設に入院又は入所している方に対して、当ステーションの看護師が、主治医などと共同して在宅生活における必要な相談援助を行った場合に算定
□	特別管理指導加算	2,000 円	上記の方で特別管理加算算定の方に加算
□	退院支援指導加算	6,000 円	保険医療機関から退院した日に訪問看護を行った場合に算定
□	在宅患者連携指導加算	3,000 円	訪問医・歯科医・薬剤師等と連携し、療養上必要な指導を行った場合算定
□	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	病状の急変時などに訪問医・歯科医・薬剤師・ケア

			マネ等と在宅でカンファレンスを行い必要な指導を行った場合に算定
□	情報提供療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ Ⅰ：本人・家族の同意を得て市区町村からの求めに応じて、必要な情報を文章で提供した場合に算定 Ⅱ：本人・家族の同意を得て義務教育諸学校からの求めに応じて、必要な情報を文章で提供した場合に算定 Ⅲ：本人・家族の同意を得て在宅から保険医療機関等へ療養場所を変更する時に主治医へ必要な情報を文章で提供した場合に算定	1,500 円	市区町村に利用者に係わる保健福祉サービスに必要な情報を文書で提供した場合に算定
□	看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	介護福祉士等が、医師の指示の下に行われる行為（喀痰吸引等）を円滑に行えるよう必要な支援を行った場合に算定
□	複数名訪問看護加算	看護職員+他の看護職員（准看除く）4,500 円 看護職員+准看 3,800 円 看護職員+看護補助者（1 日 1 回 3,000 円 2 回 6,000 円 3 回以上 10,000 円	同時に複数の看護師等が必要な利用者に対して本人・家族の同意を得て訪問看護を行った場合算定
□	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000 円	在宅でお亡くなりになられた方に対し、亡くなる 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行った場合に算定
□	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000 円	特別養護老人ホーム等でお亡くなりになられた方に対

			し、亡くなる 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行った場合に算定
☐	ベースアップ評価料	780 円	勤務する看護師等を対象に賃金改善を行っている場合にベースアップ評価料算定期間に限り月 1 回算定

加算内容によっては利用者、家族の方の同意をいただくものもありますので、その際には再度ご説明させていただきます。

◆ 当ステーションは 24 時間緊急対応できる体制を整えています。利用者の同意をいただいた場合には緊急時対応体制加算・その他必要な加算を算定させていただきます。

以下の加算について説明をうけ同意します。

- ☐ 24 時間対応体制加算
- ☐ 特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）
- ☐ 在宅患者連携指導加算
- ☐ 訪問看護情報提供療養費（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）
- ☐ 複数名訪問看護加算
- ☐ 訪問看護ターミナルケア療養費

☐ 同意する ☐ 同意しない

9. 保険外サービス

＜個人契約の訪問看護（保険外サービスの料金）＞

個人契約による訪問看護料

看護師	30 分まで 6,000 円	60 分まで 11,000 円	90 分まで 15,000 円
理学療法士	20 分まで 4,000 円	40 分まで 7,500 円	60 分まで 10,000 円

※ 1 時間以上は延長とし、30 分増す毎に 3,000 円

夜間・早朝は単価の 1.25 倍

深夜は単価の 1.5 倍

エンゼルケア処置 : 20,000 円

10. 料金の請求及びお支払方法

利用料・その他の費用 の請求方法	銀行自動引き落とし： 毎月 15 日前後に前月分の請求書を発送いたします。
お支払方法	◇ 翌々月の 4 日に引き落としさせていただきます。(当日が土・日・祝日の場合は翌日) 4 日に引き落としができない場合は、翌月次月請求分と合わせて引き落としさせていただきます。
領収書の発行	◇ 次月請求書送付時に同封いたします。領収日は引き落とし日になります。 ◇ 領収書を早めにご希望の方はご連絡ください。
請求書の届け先 ※右記どちらかに○	下記ご住所 ・ 患者様 ・ 施設お預け お名前： (続柄：) ご住所： 〒 電話番号：

11. 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

ご利用者（家族）

主治医

主治医連絡先

1 2. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

1. 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
2. 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

1 3. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料が必要な場合は利用者の負担となります。）

1 4. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 酒井美知子
-------------	-----------

- ② 成年後見制度を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 介護相談員を受入れます。

- ⑥ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 身体拘束について

- （１）事業所は原則身体拘束およびその他の行動制限の一切を禁止します。
- （２）本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の３要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いついてできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。
- （３）身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みをすることを目的に、身体的拘束適正化 委員会を設置します。
- （４）定期的に職員に対し身体的拘束等適正化のための研修を実施します。

16. 職員への心付けのお断わり

当事業所では、倫理規程により利用者、ご家族の方などからお心付けなどを受け取ることが禁じられておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

17. 苦情申し立て窓口

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所の苦情相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。また市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

社内相談窓口	訪問看護ステーション相談窓口	（電話）03-3326-5409
		（受付時間）午前9時～午後5時
		（担当者）内田 玉實

令和 年 月 日

訪問看護の提供を開始するにあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者

所在地 世田谷区上祖師谷 1-35-15 シオン烏山 104

名称 株式会社 メディカル・ハンプ 印

説明者 所属 訪問看護ステーション

 所長 酒井美知子 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所

 氏名 印

ご家族（代理人）住所

 氏名 印

個人情報のお取り扱いについて

本事業所は、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への在宅サービスの提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。

この書面は、利用者及びご家族の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する本事業所の基本的姿勢

本事業所は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者のみなさまの個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 本事業所が保有する個人情報の利用目的

本事業所は、在宅サービスの申し込み、在宅サービスの提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、在宅サービス記録・台帳の作成等といった在宅サービスの提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者のみなさまの個人情報は、在宅サービスの提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答。
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保健施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払い機関へのレセプト提出
- ・ 保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表
- ・ 学会等の実習、研修への協力のため

3. 本事業所が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実地方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

4. お問い合わせ先

開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、下記にお申し出ください。

株式会社メディカル・ハンプ

代表取締役 内田玉實

東京都世田谷区上祖師谷 1-35-15 シオン烏山 104

TEL 03-3326-5409 FAX 03-3326-8430

上記の個人情報の取り扱いに関して同意しました。

令和	年	月	日
ご利用者名			
			印
ご家族者名 (続柄)			
			印 ()
			印 ()
			印 ()
			印 ()
			印 ()